解散公告

当社は、平成二十二年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

広島市中区中町七番二二号住友生命広島平和大通りビル二階

有限会社広島デンタル・サービス

清算人　森田乃生子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

福岡県福岡市中央区警固三丁目二番二五号

株式会社アイ・エス・イー・ラボ福岡

代表清算人　隅田　重信

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

福岡市中央区六本松四丁目九番二五―二〇五号

合同会社Ａｓ

清算人　江藤　寿弥

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

大分県津久見市大字津久見二三四九

有限会社丸平硝子店

清算人　平松　武典

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年六月三十日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

北海道夕張市本町四丁目二番地

夕張市土地開発公社

代表清算人　工藤　学

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都板橋区成増二丁目五番四号

社団法人幼少年体育振興協会

代表清算人　金森　久雄

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、平成二十五年八月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

長野県諏訪郡富士見町富士見四六五四番地

医療法人鮎澤医院

清算人　鮎澤　純史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

岐阜県中津川市加子母四八九八番地

財団法人加子母育英会

代表清算人　新田　章

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年四月二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

香川県仲多度郡多度津町本通一丁目八番三三号

宗教法人在家佛教三宝会

清算人　中島　知子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月四日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川口市川口一丁目五番一四号

川口金山町十二番地区市街地再開発組合

清算人代表　永瀬　正壽

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

愛知県新城市字東入船六番地一

新城上市場土地区画整理組合

代表清算人　荒川　修吉

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年六月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

福岡県福岡市中央区高砂一丁目一八号一四番

全九州電気工事業厚生年金基金

代表清算人　花元　英彰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

福島県南会津郡南会津町田島字大坪一六番地一

医療法人南山会

清算人　寺島　潤子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

社団法人日本綜合歯科協会

代表清算人　吉田　公明

解散公告（第三回）

当組合は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日に東京都知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

東京都品川区二葉一丁目二一番一五号

大井町西地区市街地再開発組合

代表清算人　富永　敏雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月二十七日奈良県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月十八日

奈良県五條市五條一丁目二番八号

学校法人平岡学園

代表清算人　平岡　義朗